

第3章 水質汚濁対策

第1節 法律、条例に基づく規制

第1 規制の概要

府域における公共用水域の水質汚濁の防止については、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「瀬戸内海法」という。）及び府公害防止条例に基づき、特定施設又は届出施設を設置する工場・事業場から公共用水域に排出される排出水について規制を行っている。

1日当たりの最大排出量50㎡/日以上での排出水を排出する特定事業場において特定施設の新・増設、構造の変更等を行う場合には、瀬戸内海法に基づき許可を要することとされ、併せて事前評価を実施することとなっている。

1日当たりの最大排出量50㎡/日未満の排出水を排出する特定事業場及び届出施設を設置する事業場にあつては、それぞれ水質汚濁防止法及び府公害防止条例に基づき、特定施設及び届出施設の新・増設、構造の変更等を行う場合には届出を行うべきものとされているほか、特に上水源地域に届出施設を設置する場合には、府公害防止条例においても許可を要することとされており、公共用水域における汚濁負荷量の増加について厳しく事前の審査を行うこととしている。

また、上乘せ条例により、水質汚濁防止法に定める排水基準より厳しい排水基準を定めるとともに、府公害防止条例において汚水に係る規制基準を設定して規制を行っている。瀬戸内海法に基づく規制権限は大阪市長に、水質汚濁防止法及び府公害防止条例に基づく工場・事業場に対する規制権限は大阪市、堺市、東大阪市、吹田市、豊中市、高槻市、八尾市及び枚方市の各市の長に委任されている。

第2 施設設置の現況

1 施設設置の許可及び届出件数

昭和55年度におけるこれらの法律及び条例に基づく許可及び届出の状況は表3-3-1のとおりである。

2 特定（届出）施設の設置工場・事業場の現況

法律、条例に基づく許可及び届出対象工場・事業場数は、昭和56年3月31日現在5,615か所であり、これを水域別、業種別にみると表3-3-2のとおりである。

表3-3-1 法律及び府公害防止条例に基づく特定（届出）施設の

許可及び届出状況（昭和55年度）

(1) 瀬戸内海法に基づくもの

種別	府・市	大阪府	大阪市	合計
設置許可		95件	4件	99件
使用届出		16		16
構造変更許可		116	11	127
構造変更届出				
氏名変更届出		123		123
汚染状態変更届出		6		6
廃止届出		43	8	51
承継届出		23		23
鉱山等使用届出				
合計		422	23	445

(2) 水質汚濁防止法に基づくもの

種別	府・市	大阪府	大阪市	堺市	東大阪市	豊中市	吹田市	高槻市	八尾市	枚方市	合計
設置届出		89件	3件	18件	24件	4件	1件	14件	31件	6件	190件
使用届出		12	6		4	1	4		3		30
構造変更届出		37	2	23	10	1	1	2	19	4	99
氏名変更届出		42	4	18	6	3	2	16	6	6	103
廃止届出		31	6	5	15	3		4	10	2	76
承継届出		11		1	1			1	5		19
測定手法届出			4				1	3		9	17
合計		222	25	65	60	12	9	40	74	27	534

(3) 府公害防止条例に基づくもの

種別	府・市	大阪府	大阪市	堺市	東大阪市	豊中市	吹田市	高槻市	八尾市	枚方市	合計
設置届出		117件	7件	49件	35件	7件	9件	10件	65件	6件	305件
使用届出		12	6	1	6	1	4		12		42
構造変更届出		106	16	58	14	3	5	11	31	21	265
氏名変更届出		95	4	34	12	6	9	3	17	16	196
廃止届出		60	14	10	20	3	3	10	20	7	147
承継届出		17		5	1	1	1		7	2	34
事故届出			1		1					1	3
事故完了届出					1					1	2
設置許可		32						8		10	50
合計		439	48	157	90	21	31	42	152	64	1,044

表3-3-2 法律及び府公害防止条例の対象工場・事業場数

(1) 総括

(昭和56年3月31日現在)

区分	水城		淀川	川	神崎川 (上流)	神崎川 (下流)	篠屋川	大阪市内 河川	大和川 (上流)	大和川 (下流)	泉 (上水源)	泉 (一般)	泉 (臨海)	合 計
	通制	規制												
大阪府	16	34	56	96	106	24	18	183	20	553				
戸	16	33	55	96	105	24	18	181	20	548				
内政令市	78	3	124	119	3	23		74	34	471				
海	78	3	124	118	3	22		74	33	464				
法	94	37	180	215	13	109	47	18	257	54	1,024			
計	94	36	179	214	9	108	46	18	255	53	1,012			
水	59	110	109	414	369	48	21	204	5	561				
質	12	8	22	79	192	18	21	204	5	561				
汚	194	1	240	708	25	6	95	436	30	1,735				
濁	26	51	146	9	2	15	59	1,306	11	319				
防	253	111	349	1,122	25	375	143	122	1,306	50	3,856			
止	38	8	73	225	9	194	33	21	263	16	890			
法	12	20	25	66	79	15	55	91	15	378				
計	2	3	10	16	40	4	4	21	4	100				
大阪府	45	52	193	16				25	22	357				
政令市	19	19	26	4				6	8	82				
防	57	20	77	259	16	79	19	55	116	37	735			
止	21	3	29	42	4	40	4	27	12	182				
条	87	164	190	576	554	87	195	1,144	55	3,052				
例	30	44	87	191	337	42	43	406	29	1,209				
計	317	4	416	1,020	54	9	122	535	86	2,563				
大阪府	123	3	194	290	22	5	37	139	52	865				
政令市	404	168	606	1,596	54	563	209	195	141	5,615				
通	153	47	281	481	22	342	79	545	81	2,074				
計														

- (注) 1 政令市とは、水質汚濁防止法の規定により政令で事務委任されている8市をいう(以下(2)~(4)の表について同じ)。
 2 適用欄は最大排水量50m³/日以上以上の工場・事業場数を示す(ただし、瀬戸内海法第5条第1項に基づく政令で定めるものを除く)。
 3 規制欄は排水基準の適用を受ける工場・事業場数を示す(以下(2)~(4)の表について同じ)。
 4 届出欄のうち、水質汚濁防止法に係るものは瀬戸内海法適用工場・事業場を除く工場・事業場数を示す(以下(3)及び(4)の表について同じ)。

(昭和56年3月31日現在)

業種	水城			大和川下流			泉州上水源			泉州一般			泉州臨海			合計												
	府・委任市			大阪府 委任市			大阪府 委任市			大阪府 委任市			大阪府 委任市			合計												
	居出	規出	計	居出	規出	計	居出	規出	計	居出	規出	計	居出	規出	計	居出	規出	計										
食料品製造業	8	1	24	32	1	33	1	33	1	33	1	168	2	168	2	257	17	249	7	506	24							
繊維製品製造業	1		2	1		2	1	59	21	30	11	89	32			75	29	36	13	111	42							
木材・木製品製造業																												
皮革・紙・紙加工品製造業								1				1								2	1	4	1	6	2			
出版・印刷業																												
化学工業	1	1	2	3	1	1	1	4	1	4	1	8	2	1	1	8	2	9	3	22	8	38	8	60	16			
石油又は石炭製品製造業																												
ゴム製品製造業																												
皮革	1	1	1	1	1	1	1																					
窯業・土石製品製造業	1	3	4	8		8	8	32	1	5	1	37	2	5	6	1	11	1	110	9	52	3	162	12				
鉄鋼業	2		2	1		2	1	147	45			147	45	1	2	3	168	55	23	1	191	56						
非鉄金属製造業	1	1	2	1		2	1	1	2		3					2	2	2	20	10	20	5	40	15				
金属製品製造業	12	8	7	2	19	10	4	2	13	7	19	3	32	10	3	8	4	11	4	139	71	257	93	396	164			
機械器具製造業	3		3	13	13	13	13	13	77	74	7	2	84	76	1	1	1	1	125	102	46	18	173	120				
製造業一般								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	8	2	16	7	24	9				
ガス供給業																												
家庭用薬施設	4	5	9	13		13	28	1	61	89	1								109	6	89	198	6					
洗たく業	2	26	28	13		13	80	77	157										176	2	308	1	486	3				
自動式洗車施設	5	11	16	15		15	85	2	39	124	2	1	1	1	2	1	338	77	256	11	594	88						
水道施設	1	1	1	1		1	1	2		2									12	1	5	17	1					
旅館業	1	2	3	14		14	178	69	247										320	128	1	448	1					
試験・研究機関	1	1	1	1		1	10	7	13	6	23	13							40	20	32	18	72	38				
のし尿処理施設	5	5	11	11	16	16	3	3	47	40	35	82	73	2	2	2	132	121	121	102	253	223						
下水道幹線処理施設	1	1	1	2		2	2	2	2	4	4	1	1	1	1	1	1	1	2	10	26	26	36	36				
給食業																												
産別業物処理施設																												
産別業物処理施設								3		3											9	1	10					
産別業物処理施設																												
病院																												
その他								4	1	5																		
合計	48	18	95	15	143	33	122	21	122	21	870	204	436	59	1,306	263	20	5	30	11	50	16	1,201	561	1,762	319	3,656	880

(4) 府公害防止条例に基づくもの

業種	淀川			神崎川上流			神崎川下流			屋川			大阪市内河川			大和川上流												
	大阪府 届出 規制	委任市 届出 規制	計 届出 規制	大阪府 届出 規制	委任市 届出 規制	計 届出 規制	大阪府 届出 規制	委任市 届出 規制	計 届出 規制	大阪府 届出 規制	委任市 届出 規制	計 届出 規制	大阪府 届出 規制	委任市 届出 規制	計 届出 規制	大阪府 届出 規制	委任市 届出 規制	計 届出 規制										
食料品製造業	2	1	16	4	18	5	4	4	5	2	16	5	21	7	10	2	34	5	44	7	12	4	12	4				
繊維製品製造業																												
木材・木製品製造業	1	1									1	1	1	1	1	1	1	2	1	2	1	2	1	4	4			
パルプ・紙・糊加工品製造業																												
出版・印刷業									2																			
化学工業	1	9	8	10	8	4	1	4	1	4	1	11	4	15	5	22	7	43	6	65	13	12	8	12	8			
石油又は石油製品製造業								1				1	1	1	1	1	6	7										
ゴム製品製造業	1	1	1	1					2	2																		
皮革業																												
窯業・土石製品製造業	5	1	5	1	1			1	4	1	4	1	5	11	4	16	4	1	1	1	1	4	1	4	1			
鉄鋼業																												
非鉄金属製造業	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2									
金属製品製造業	1	1	1	1					3	1	3	1	4	8	12													
機械器具製造業									1	1	4	5	5	2	2													
製造業一般	6	5	2	11	2	7	1	7	1	8	4	8	2	16	6	7	1	65	4	72	5	10	8	10	8			
ガス供給業																												
家畜飼養施設	1	2	3	2				2																				
洗たく業																												
自動式洗車施設																												
水道施設																												
旅館業																												
試験・研究機関																												
し尿処理施設																												
下水道終末処理施設																												
給食業	6	3	6	3					3	2	1	5	1	10	4	14	4	24	8									
産業廃棄物処理施設																												
一般廃棄物処理施設																												
その他																												
合計	12	2	45	19	57	21	20	3	20	3	25	10	52	19	77	29	66	16	193	26	259	42	16	4	16	4	79	40

第3 検査指導状況

府並びに大阪市等8市の政令市においては、昭和55年度には延べ5,444の工場・事業場に対して立入検査を実施し、排水の採取検査、汚水処理施設の維持管理の改善等排水基準の遵守について指導を行った。

このうち排水基準に適合しないおそれのある9工場に対しては、水質汚濁防止法第13条の規定に基づき改善命令を発して汚水処理施設等を改善させた。

昭和55年度における工場・事業場に対する立入検査状況は表3-3-3のとおりである。

表3-3-3 立入検査状況(昭和55年度)

水域	工場数 府・委 任市	立 入 検 査 工 場 ・ 事 業 場 数									改 善 命 令 工 場 ・ 事 業 場 数										
		大 阪 府	大 阪 市	堺 市	東 大 阪 市	豊 中 市	吹 田 市	高 槻 市	八 尾 市	枚 方 市	合 計	大 阪 府	大 阪 市	堺 市	東 大 阪 市	豊 中 市	吹 田 市	高 槻 市	八 尾 市	枚 方 市	合 計
淀川		81					113		189	383											
神崎川	上流	81					3			84											
	下流	206	28			75	275	247		831											
寝屋川		509	114		522			478	44	1,667				1				1	1	3	3
大阪市内河川			106							106		3									3
大和川	上流	454		24						478	1										1
	下流	69	13	88						170			1								1
泉州	上水源	57								57											
	一般	573		620						1,193			1								1
	臨海	167		308						475											
合 計		2,197	261	1,040	522	75	275	363	478	233	5,444	1	3	2	1				1	1	9

- (注) 1 立入検査工場・事業場数は延べ工場数である。
 2 改善命令工場・事業場数の()内は、併せて施設の一時停止命令を発した工場・事業場数で、内数である。

第2節 化学的酸素要求量に係る総量削減計画の推進

昭和46年に水質汚濁防止法が施行されて以来、公共用水域の水質はかなり改善されているものの大阪湾を含む瀬戸内海など広域的な閉鎖性水域においては、生活環境項目に係る環境基準の達成はなお困難な状況にある。このため、従来の濃度規制に加えて、今回、産業系を始めとして生活系等すべての汚濁源の負荷量（総量）を統一的かつ、効果的に削減することを目的に水質の総量規制が導入されることとなった。

この総量規制の対象となる水質汚濁項目（指定項目）としては、海域における有機汚濁の代表的な指標である化学的酸素要求量（COD）が瀬戸内海法により指定された。

第1 化学的酸素要求量に係る総量削減計画の策定

水質総量規制制度の実施については、まず、水質汚濁防止法第4条の2の規定に基づき、国から府域における目標年度及び中間目標年度における化学的酸素要求量に係る削減目標量及びその削減の達成の方途を定めた「化学的酸素要求量に係る総量削減基本方針（瀬戸内海）」（昭和54年6月22日環水規第80号。内閣総理大臣通知）が示された。府では、この総量削減基本方針に基づいて、発生源別の現状排出量及び目標年度における削減目標量の算出等を行なって化学的酸素要求量に係る総量削減計画を策定し、昭和55年4月23日に公示した（大阪府告示第659号）。この総量削減計画の概要は表3-3-4のとおりである。

表 3-3-4 化学的酸素要求量に係る総量削減計画の概要

項目	概 要																																														
削減目標	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度 区分</th> <th colspan="2">現状(昭54年度)</th> <th colspan="2">中間目標年度</th> <th colspan="2">目標年度</th> </tr> <tr> <th>負荷量(トン/日)</th> <th>割合(%)</th> <th>負荷量(トン/日)</th> <th>割合(%)</th> <th>負荷量(トン/日)</th> <th>割合(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活系</td> <td>169</td> <td>65.3</td> <td>161</td> <td>64.1</td> <td>148</td> <td>63.8</td> </tr> <tr> <td>産業系</td> <td>79</td> <td>30.5</td> <td>79</td> <td>31.5</td> <td>74</td> <td>31.9</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>11</td> <td>4.2</td> <td>11</td> <td>4.4</td> <td>10</td> <td>4.3</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>259</td> <td>100.0</td> <td>251</td> <td>100.0</td> <td>232</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table>	年度 区分	現状(昭54年度)		中間目標年度		目標年度		負荷量(トン/日)	割合(%)	負荷量(トン/日)	割合(%)	負荷量(トン/日)	割合(%)	生活系	169	65.3	161	64.1	148	63.8	産業系	79	30.5	79	31.5	74	31.9	その他	11	4.2	11	4.4	10	4.3	合計	259	100.0	251	100.0	232	100.0					
	年度 区分		現状(昭54年度)		中間目標年度		目標年度																																								
		負荷量(トン/日)	割合(%)	負荷量(トン/日)	割合(%)	負荷量(トン/日)	割合(%)																																								
	生活系	169	65.3	161	64.1	148	63.8																																								
	産業系	79	30.5	79	31.5	74	31.9																																								
その他	11	4.2	11	4.4	10	4.3																																									
合計	259	100.0	251	100.0	232	100.0																																									
目標年度	目標年度(昭和59年度) 中間目標年度(昭和56年度)																																														
削減目標量 達成の方途	<ul style="list-style-type: none"> ① 下水道の整備等 <ul style="list-style-type: none"> ア 下水道の整備と処理の高級化 イ し尿処理施設の整備等 ウ し尿浄化槽対策 ② 総量規制基準を設定しその遵守を図る ③ 小規模発生源対策 <ul style="list-style-type: none"> ア 生活雑排水対策 イ 総量規制基準が適用されない事業場等に対する対策 ウ 畜産排水対策 ④ その他の対策 <ul style="list-style-type: none"> ア 底質汚泥の除去 イ 監視体制の整備 ウ 調査研究体制の整備 エ 中小企業に対する助成措置 																																														

第2 化学的酸素要求量に係る総量規制の実施

1 総量規制基準の設定

水質汚濁防止法による排水規制はこれまで特定事業場に対する排水口における排水基準の適用(濃度規制)により行なわれてきたが、瀬戸内海法並びに水質汚濁防止法の改正(昭和53年6月13日)により、水質汚濁防止法で規定する特定事業場のうち、1日当りの平均的な排水の量が50m³以上のもの(以下「指定地域内事業場」という)に対し、従来の濃度規制の遵守義務に加えて、化学的酸素要求量に係る総量規制基準の遵守義務と、水質自動計測器等の設置を中心とした汚濁負荷量の測定・記録義務が課せられた。

これに伴ない、府においては、総量削減計画に基づいて化学的酸素要求量に係る総量規制基準を設定し、昭和55年5月21日に公示した(大阪府告示第814号)。また、指定地域内事業場の規模や排水系統の状況等により、水質自動計測器等による汚濁負荷量の計測が困難な場合の例外規定として、化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の測定方法に関し知事が定める計測法を昭和55年6月9日に公示した(大阪府告示第911号)。

なお、この総量規制基準は新・増設工場については昭和55年7月1日から、また、既設工場については昭和56年7月1日から、適用されている。

2 工場・事業場等に対する指導

総量規制の円滑な推進を図るため、指定地域内事業場及び関係機関等に対して、法律改正の内容について説明会を開催するとともに、指定地域内事業場ごとに汚濁負荷量の測定手法の届出等について指導を行なった。また、水質自動計測器等の選定方法と維持管理等に関する講習会並びに、水質自動計測器の公開展示を国の協力を得て実施した。

第3節 大阪湾の富栄養化防止対策の推進

第1 磷及びその化合物に係る削減指導

大阪湾を含む瀬戸内海の富栄養化による生活環境に係る被害の発生を防止するためその要因物質の1つとされている磷の削減を図るため、瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の3の規定に基づき、国から府域における削減目標及び目標年度を示した「磷及びその化合物に係る削減指導方針の策定」の指示があった(昭和54年7月13日環水規第100号環境庁長官指示)。

府では、これに基づいて、磷及びその化合物の発生源別の現状排出量のは握及び目標年度における削減目標量の算出等を行って、磷及びその化合物に係る削減指導方針を策定し、昭和55年9月9日に公示した(大阪府告示第747号)。この指導方針の概要は表3-3-5のとおりである。

また、この指導方針に基づき、下水道、し尿処理施設の整備を促進し、また、工場・事業場に対し、磷を含まない副原材料の使用、凝集沈殿処理施設等磷の除去に着目した処理施設の導入等を指導し、磷及びその化合物の削減に努めている。

表3-3-5 磷及びその化合物に係る削減指導方針の概要

項目	概 要																		
削減の目標	目標年度において公共用水域に排出される磷の量を現状より減少させる。																		
	現状（昭和54年度）																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>排出量等</th> <th>生活系</th> <th>産業系</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排出量 (トン/日)</td> <td>10.0</td> <td>3.4</td> <td>0.6</td> <td>14.0</td> </tr> <tr> <td>割合 (%)</td> <td>71.4</td> <td>24.3</td> <td>4.3</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table>	排出量等	生活系	産業系	その他	合計	排出量 (トン/日)	10.0	3.4	0.6	14.0	割合 (%)	71.4	24.3	4.3	100.0			
排出量等	生活系	産業系	その他	合計															
排出量 (トン/日)	10.0	3.4	0.6	14.0															
割合 (%)	71.4	24.3	4.3	100.0															
目標年度	昭和59年度																		
削減の ための方途	<ul style="list-style-type: none"> ① 生活系に係る方途 <ul style="list-style-type: none"> ア 下水道の整備等 イ し尿処理施設の整備 ウ し尿浄化槽対策の促進 エ 合成洗剤対策の実施（（注）第2参照） ② 産業系に係る方途 <ul style="list-style-type: none"> ア 磷処理施設の導入指導 イ 既設処理施設の維持管理の改善指導 ウ 磷を含む副原材料等の転換等の指導 ③ その他の方途 <ul style="list-style-type: none"> ア 畜産排水についての指導 イ 農業排水、魚類養殖についての指導 ウ 汚泥のしゅんせつ ④ 啓もう指導 																		

第2 合成洗剤対策の実施

大阪湾の富栄養化の防止を目的に、生活排水中の磷削減対策の一環として、一般家庭等において使用される合成洗剤中に含まれる磷を削減するため、昭和55年1月に、「大阪府合成洗剤対策推進要綱」を制定した。

これにより、大阪府は府民に対して洗剤の減量使用と石けん等磷を含まない洗剤の使用促進を図ることとして、広く府民運動として発展させるためポスター及びリーフレット等を作成するとともに、各種広報媒体を通じて啓発・普及活動を行った。また、卒先して府の施設において合成洗剤を使用しないこととした。一方、洗剤の製造・販売業者に対しては石けんの安定供給・定置販売等について要請を行った。更に、市町村との協力体制を確立するほか、消費者団体との連携を図りながら合成洗剤対策の一層の推進を期している。

第4節 下水道の整備

第1 第4次下水道整備5カ年計画の推進

下水道は都市の健全な発展と公衆衛生の向上に寄与するのみでなく、河川、海域等の公共用水域の水質保全に欠くことのできない施設である。

近年の著しい都市化現象に伴う府域における公共用水域の水質汚濁対策として、下水道の整備を強力に推進するため、下水道整備緊急措置法（昭和42年法律第41号）に基づく国の施策に合わせて第1次下水道整備5カ年計画（昭和38～42年度）から逐次、第2次（昭和42～46年度）、第3次（昭和46～50年度）の計画を策定して、その整備を図ってきた。

これに続き、昭和51年度を初年度とする第4次下水道整備5カ年計画を策定し、流域下水道、公共下水道等の整備促進に努めた。

昭和55年度末における下水道の普及状況（処理人口普及率。以下同じ）は大阪市域では98.1%、大阪市域を除く府下の地域では32.7%で、府全域では53.1%となり、前年度から0.7ポイントの進ちょくをみせている。

第2 下水道の整備事業

1 流域下水道

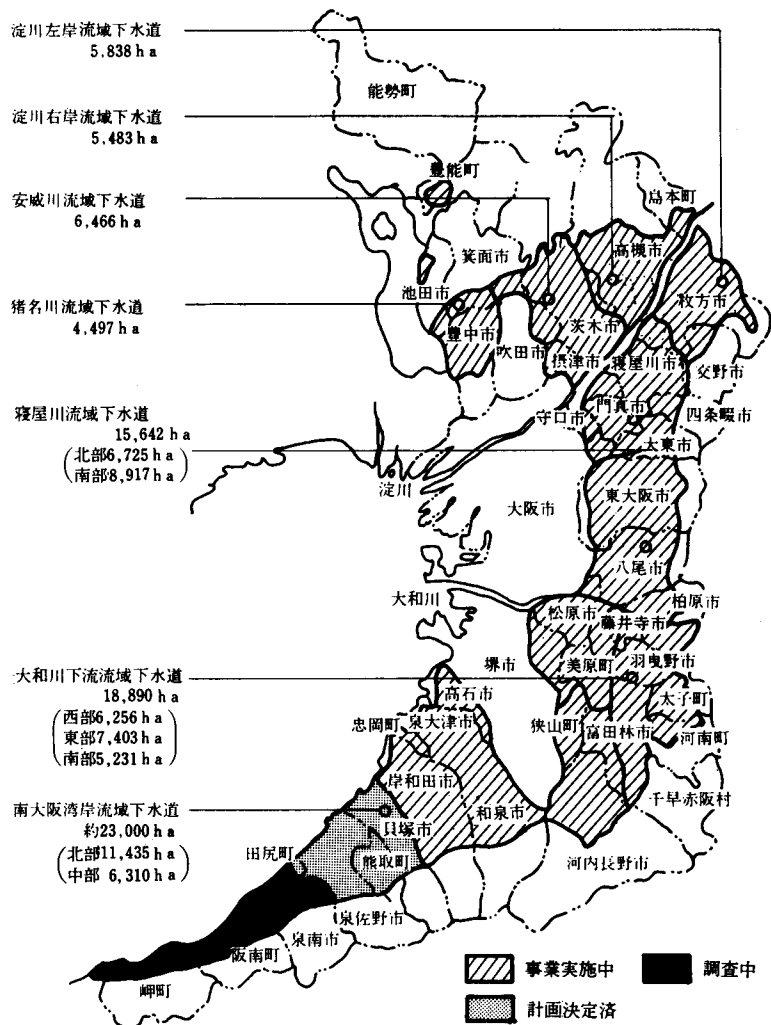
多くの市町村の市街地が隣接し、連たんしている地域においては、市町村ごとに下水道を整備するよりは、河川の流域を単位として市町村の境界にとらわれず広域的に下水道を整備することが合理的かつ経済的である。

府においては、このような考えに基づいて昭和40年度から流域下水道事業を推進してきた（図3-3-1）。

昭和55年度においては猪名川流域、安威川流域、淀川右岸流域、淀川左岸流域、寝屋川流域、大和川下流流域及び南大阪湾岸流域の7流域において、引き続き流域下水道事業（総事業費459億2,798万円）を実施した（表3-3-6）。

図3-3-1 府が事業実施している流域下水道の区域

(昭和56年3月31日現在)



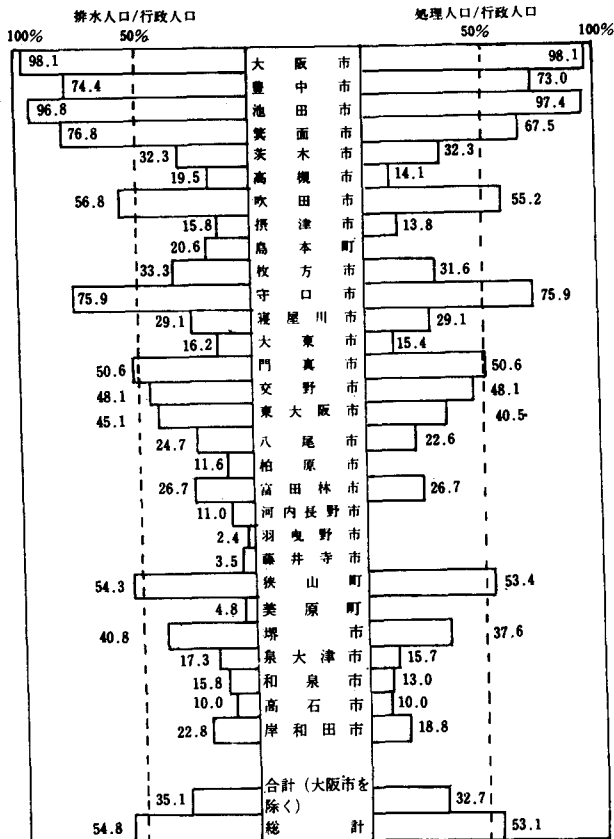
2 公共下水道

市街地から排出される汚水や雨水を完全に排除し、家庭し尿を水洗処理するためには、下水を下水道に排出させて終末処理場において処理する必要がある。

昭和55年度においては、大阪市ほか26市4町1組合及び府企業局で総額 820 億円（うち府補助金 9 億 8,800 万円）で公共下水道事業が実施された。

昭和55年度末の府域における下水道の普及状況（行政区内人口に対する比率）は、処理人口については53.1%であるが、大阪市（98.1%）を除けば、32.7%にとどまっている。また、排水人口については54.8%であり、大阪市（98.1%）を除くと35.1%である（図3-3-2及び図3-3-3）。

図3-3-2 公共下水道普及状況（昭和56年3月31日現在）



3 都市下水路

都市下水路は市街地において雨水を排除する必要がある場合に設置されるものであるが、昭和55年度においては、高槻市を始め12市1町1組合において総額30億6,650万円で22水路について都市下水路整備事業が実施された。

4 特定環境保全公共下水道

特定環境保全公共下水道は、農山漁村の主要な集落、湖沼周辺等において環境保全のため、特に緊急に実施する必要がある場合に設置されるものであるが、昭和55年度には池田市において総額3億6,500万円で特定環境保全公共下水道事業が実施された。

第5節 河川、港湾等の浄化

1 都市河川浄化事業及び河川環境整備事業

河床に沈んでしまった汚水等は、河川の水質を悪化させるとともに、硫化水素ガス等による悪臭の発生原因となっている。このため、昭和55年度において神崎川、第二寝屋川等の汚水で約4万9,000㎡をしゅんせつし、府下の各河川においても堆積土砂の除去を行ったほか、今川導水路の建設事業を促進した。

また、不法投棄等により河川の堤防敷地内に堆積し、又は水面に浮遊するじんかい等の清掃を実施するとともに、河川パトロールを強化して、汚物、じんかい等の不法投棄の取締りを行った。

さらに、府民に意識の高揚を呼びかけるため、河川敷への不法投棄の防止の立札を設置したほか、河川愛護精神の啓発用ポスター（5,000枚）の配布等を行った。

2 港湾の浄化事業

堺泉北港における船舶から排出される油・ごみ及び河川から流入するごみ等を総合的に処理する施設として堺泉北港船舶廃油処理場を堺第7-3区埋立地内に設置し、その施設運営並びに油回収船、清掃船の運営については、社団法人大阪府清港会に委託して港湾の浄化に努めた（表3-3-7）。

表3-3-7 港湾浄化事業実施状況（昭和55年度）

(1) 廃油処理実績

区 分	水 バ ラ ス ト	ビ ル ジ	コレクトオイル	合 計
隻 数	0	94	33	127
処理量 (m ³)	0	171	31.6	202.6

(2) じんかいの処理実績

区 分	北泊地	西泊地	南泊地	浜 泊 寺 地	浜 水 寺 路	大 泊 津 地	大津南地	防 堤 波 外	合 計
出 動 回 数	88	62	95	19	4	12	15	4	299
回 収 量 (m ³)	847	422	221	38	0	10	50	14	1,602

3 港湾の緑化事業

昭和48年度から港湾の環境整備事業として堺泉北港及び阪南港の公共ふ頭に緑地の建設を行っており、昭和55年度には泉北7区の先端公園及び阪南1区の緑地の建設を行うとともに、樹木のせん定、かん水等の維持管理を行った（表3-3-8）。

表3-3-8 緑地整備の進捗率

地 区		全 体 計 画 (48~65)	昭和54年度まで の実績	昭 和 5 5 年 度	昭和55年度まで の進捗率
堺 泉 北 港	泉北1区	2,590m ²	2,590m ²	—	100%
	泉北4区	3,670	3,670	—	100
	泉北5区	46,300	28,685	0m ²	62
	泉北6区	128,000	0	0	0
	泉北7区	77,000	32,699	5,152	49
	計	257,560	67,644	5,152	28
阪 南 港	阪南1区	220,000	21,385	22,620	20
	岸和田地区	1,500	1,500	—	100
	忠岡地区	7,300	7,300	—	100
	木材地区	6,550	6,550	—	100
	計	235,350	36,735	22,620	25
合 計		492,910	104,379	27,772	27

4 浄水場の沈でん汚でい処理

水質汚濁防止対策の一環として、村野、庭窪、大庭及び三島浄水場における沈でん汚でいの処理を実施しており、昭和55年度においては、各浄水場において沈でん汚でい約8万7,400トンの処理を行った(表3-3-9)。

表3-3-9 浄水場沈でん汚でい処理状況(昭和55年度)

(単位:トン)

浄水場名	村野	庭窪	大庭	三島	計
処理量	62,277	6,924	16,544	1,628	87,373

第6節 公共用水域の監視等

第1 公共用水域の水質測定計画

水質汚濁防止法第16条及び府公害防止条例第59条の規定に基づく河川及び海域の昭和55年度における水質測定については、府域の主要93河川133地点(基準点80、準基準点53)及び大阪湾海域21地点(基準点15、準基準点6)に測定地点を設定し、河川ではシアン、カドミウム等健康項目を含む32項目、海域では健康項目を含む30項目について、毎月、定期的に監視を行った。

また、海域の底質測定については大阪湾海域に9地点の測定地点を設定し16項目の底質調査を実施した。

なお、昭和56年度の測定計画については、府水質審議会の答申「昭和56年度公共用水域の水質測定計画について」(昭和56年2月17日諮問、同日答申)に基づいて表3-3-10のとおり定めた。

河川については、健康項目に係る採水方法を一部変更したほか測定地点の区分を前年度までの基準点・準基準点を環境基準点・準基準点に変更し、また、海域の水質調査については、環境基準点のうち、港内3地点を除く12地点において従来から実施している表層調査に加えて底層調査を追加し、さらに充実に努めた。

表3-3-10 公共用水域の水質測定計画（昭和56年度）

(1) 測定地点及び測定機関

区分	水域	測定地点の区分	測定機関									合計			
			大阪府	近畿地方建設局	大阪市	堺市	東大阪市	吹田市	八尾市	高槻市	枚方市		豊中市		
水	淀川水域	環境基準点		8						3	3		14		
		準基準点								2	3		5		
		合計		8						5	6		19		
	神崎川水域	環境基準点	10	3									1	14	
		準基準点	5					3		1			2	11	
		合計	15	3				3		1			3	25	
	河	寝屋川水域	環境基準点	5		1		1							7
			準基準点	1		4		3		4		1			13
			合計	6		5		4		4		1			20
河川	大阪市内河川水域	環境基準点			11									11	
		準基準点			1									1	
		合計			12									12	
河川	大和川水域	環境基準点	4	4		1								9	
		準基準点	2	1		2								5	
		合計	6	5		3								14	
河川	泉州諸河川水域	環境基準点	22			1								23	
		準基準点	10			10								20	
		合計	32			11								43	
河川計	河川計	環境基準点	41	15	12	2	1			3	3	1		78	
		準基準点	18	1	5	12	3	3	4	3	4	2		55	
		合計	59	16	17	14	4	3	4	6	7	3		133	
海域	大阪湾	環境基準点	15											15	
		準基準点			6									6	
		合計	15		6									21	
底質測定	大阪湾	測定点	9										9		

(2) 測定回数表

区 分		生活環境項目 その他の項目	健 康 項 目		特 殊 項 目	
			健康項目A	健康項目B		
水 質 測 定	河	環境基準点 (A)	年12回以上	年2回以上	年2回以上	
		環境基準点 (B)	年4回以上	年1回以上	年1回以上	
	川	通日測定点 (年1回以上(各1回について、2時間おき13回採水分析する。))	/	/	/	
		準基準点 (C)	年4回以上	年4回以上	年1回以上	
	海 域	環境基準点 (S)	年12回以上	年2回以上	年1回以上	年2回以上
		準基準点 (T)	年4回以上	年2回以上	年1回以上	年1回以上
底 質 測 定	海 域	/	年2回以上	年1回以上	年1回以上	

第2 水質自動観測局による監視・測定

河川水質の自動監視・測定を行うため、府では昭和45年度に淀川（摂津市一津屋）に、昭和54年度には、総量規制の導入に併せて自動監視体制の整備を図るため、安威川（大阪市東淀川区）に、また、昭和55年度には寝屋川（大東市三箇）に水質自動観測局を設置した。

このほか、大阪市では昭和45年度から50年度にかけて計10地点、堺市では昭和54年度に石津川（堺市浜寺石津）に、茨木市では昭和46年度に安威川流域に1地点、また、国（近畿地方建設局）においては昭和45年度から昭和47年度の間計6地点に設置し、現在21地点で水質自動観測局が稼働している（表3-3-11及び図3-3-4）。

測定項目については、測定地点により異なるが、水温、水素イオン濃度（pH）、溶存酸素量（DO）、濁度、導電率、シアン、COD、全有機炭素（TOC）、酸化還元電位（ORP）、アンモニアである。

また、海域においては、昭和48年度に府が海域自動観測ブイ局（泉佐野沖）及びその基地局（府水産試験場）を設置して、水温、塩分、pH、流向、流速について連続測定を行っている。

表3-3-11 水質自動観測局の設置状況

(昭和56年3月31日現在)

番号	河川名	測定地点	設置主体	設置年度	測定項目										
					水温	pH	DO	濁度	導電率	COD	TOC	シアン	ORP	NH ₄ ⁺	
1	淀川	枚方大橋左岸	近畿地方建設局	45	○	○	○	○	○	○		○		○	
2	〃	〃 右岸	〃	〃	○	○	○	○	○	○		○		○	
3	〃	摂津市一津屋右岸	大阪府	〃	○	○	○	○	○	○	○	○			
4	猪名川	銀橋*	近畿地方建設局	50	○	○	○	○	○					○	
5	〃	軍行橋*	〃	46	○	○	○	○	○	○		○		○	
6	安威川	西河原橋	茨木市	〃	○	○	○	○	○						
7	〃	神崎川崎谷流点直前	大阪府	54	○	○	○	○	○	○		○			
8	神崎川	下新庄	大阪市	〃	○	○	○	○	○	○			○		
9	〃	出来島	〃	〃	○	○	○	○		○					
10	寝屋川	大東市三箇	大阪府	55	○	○	○	○	○	○		○			
11	〃	今津橋	大阪市	45	○	○	○	○	○	○					
12	〃	京橋	〃	48	○	○	○	○	○	○				○	
13	平野川	衛門橋	〃	47	○	○	○	○	○	○					
14	大川	毛馬橋	〃	50	○	○	○	○	○	○				○	
15	道頓堀川	大黒橋	〃	45	○	○	○	○	○	○				○	
16	安治川	安治川大橋	〃	47	○	○	○	○	○	○				○	
17	尻無川	河口	〃	49	○	○	○	○		○					
18	木津川	千本松渡	〃	48	○	○	○	○	○	○				○	
19	大和川	河内橋	近畿地方建設局	46	○	○	○	○	○			○			
20	〃	浅香	〃	47	○	○	○	○	○	○			○		
21	石津川	浜寺石津	堺市	54	○	○	○	○	○	○					

(注) 1 上表の10の水質自動観測局については、昭和55年度は稼働していない。

2 *印の銀橋、軍行橋の水質自動観測局は兵庫県内に設置されている。

第3 瀬戸内海環境保全対策等に関する関係府県市との協議

1 瀬戸内海環境保全知事・市長会議

瀬戸内海沿岸13府県4政令市（京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県、京都市、大阪府、神戸市及び北九州市）で構成する「瀬戸内海環境保全知事・市長会議」（昭和46年7月設置）では、昭和55年度（第10回会議）において、瀬戸内海の環境保全を図り人間性豊かな生活ゾーンの実現をめざすため主に下水道の整備について意見交換を行った。

また、関係各省及び国会に対して、①水質浄化対策事業の促進 ②富栄養化・赤潮対策の確立 ③合成洗剤中の^{PA}燐の削減 ④下水道の整備の重点的促進 ⑤廃棄物処理対策の推進 ⑥埋立てに関する環境影響評価の確立 ⑦船舶航行の安全対策の強化 ⑧自然海浜の保全等の推進 ⑨瀬戸内海環境科学総合研究所（仮称）の設置 ⑩瀬戸内海の環境保全に係る財政上の特別措置、について要望を行った。

2 大阪湾海水汚濁対策協議会

大阪湾の水質汚濁の防止を図るため大阪湾沿岸3府県15市7町で構成する「大阪湾海水汚濁対策協議会」（昭和47年11月設置）では、昭和55年度（第9回総会）において、①下水道の整備促進 ②赤潮防止対策の推進 ③合成洗剤対策の推進 ④廃棄物の処理対策の推進 ⑤海面、海底及び河川の清掃事業の推進 ⑥海浜の保全等の推進 ⑦水質総量規制の推進、について協議を行い、関係各省及び国会への要望を行った。

3 淀川等の水質汚濁対策連絡協議会

府域の主要河川である淀川、神崎川、大和川並びに大阪湾の水質汚濁を防止するため、流域関係機関によりそれぞれ淀川水質汚濁防止連絡協議会、神崎川水質汚濁対策連絡協議会、大和川水質汚濁防止連絡協議会及び大阪湾海水汚濁防止対策協議会を組織し、相互に連絡調整を図りながら水質汚濁対策の推進について協議を行った。